

2007年5月29日

各位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査等の実施状況について
(ご報告)

保険金の不適切な不払いについて、迅速かつ適切な顧客対応を図るための態勢整備の一環として、第三分野商品の支払審査委員会における審査概要や今回判明した68件の不適切な不払いの進捗状況ならびに、第三分野商品で保険金のお支払いをしなかった事案の事後検証結果について、以下の通りご報告いたします。

1. 支払審査委員会における審査

当社では、社外委員3名(医師、弁護士、大学教授)ならびに社内委員3名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に新設し、第三分野を含む全ての保険商品について、高度な法的、医学的判断を要する場合等に、その判断の適切性を審査することを目的として支払審査委員会を開催しています。第三分野商品における始期前発病、告知義務違反等の適用にあたって、外部の専門家の意見を取り入れることにより適正な業務運営を確保しています。

また、2007年4月より実施している再審査請求制度における再審査結果に対して、お客さまから異議が申立てられた場合、その全てについて支払審査委員会で審査することとしています。

2006年12月から2007年3月における第三分野商品に関する審査事案は2件で、概要は以下の通りとなっています。

○支払審査委員会における審査概要(2006年12月～2007年3月)

対象商品	審査事案概要	支払審査委員会判断
がん保険	腎臓がんと診断され、保険金をご請求頂きましたが、契約締結前に前立腺肥大、胆石の治療が確認されたため、告知義務違反による解除を検討する事案。	ご契約時に、故意または重大な過失によって告知すべき事項について告知されていないために保険契約の解除を行うことは妥当であるが、正しく告知されなかった事項と保険金の請求の原因となった疾病との因果関係がなく、保険金をお支払いすることが妥当である。
医療保険	保険加入後3日目に通院し医師から「糖尿病」であるとの診断を受け、保険金のご請求を頂きましたが、主治医は発病日を約1ヶ月前と診断書に記載しており、当該疾病が保険始期より前に発病しているとして免責を検討する事案。	保険金の請求の原因となった疾病が保険始期より前に発病していることから保険金のお支払いに該当しない。

2. 第三分野不払い検証で判明した 68 件の不適切な不払いの対応状況

2007 年 5 月 22 日現在における不適切な不払い事案への対応状況は、以下の通りです。

- 不適切な不払い : 68 件
 - お支払いが必要な件数（金額） : 54 件（103,543 千円）
 - お支払いが完了した件数（金額） : 53 件（103,517 千円）
- ※なお、未完となっている 1 件は、現時点でお客さまと連絡が取れていない事案です。

3. 第三分野商品で保険金のお支払いをしなかった事案の事後検証

今回の不払い検証対象期間（2001 年 7 月 1 日から 2006 年 6 月 30 日）以降に保険金のお支払いをしなかった第三分野商品の疾病事案については、全件、本社（損害サービス業務部）において事後検証を実施しております。

2007 年 4 月 30 日までに 40 件の検証を実施し、全ての事案について適切な対応がなされていることを確認いたしました。

○事後検証結果

	医療保険	がん保険	所得補償 保険	医療費用 保険	介護費用 保険	合計
検証件数	17	5	14	2	2	40
「適」件数 （割合）	17 (100%)	5 (100%)	14 (100%)	2 (100%)	2 (100%)	40 (100%)
「不適」件数 （割合）	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

以 上